

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社福寿建設
代表者及び住所 奈良県香芝市真美ヶ丘5-18-21
代表取締役 福寿 猛
2. 指名停止措置期間 : 令和7年7月25日から令和7年8月24日まで(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社福寿建設の会長らは、令和2年9月から令和5年8月までの3年間、計約1億8600万円の所得を隠し、法人税など約4700万円を脱税したとして、令和7年4月30日、奈良地方検察庁から法人税法違反で在宅起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社福寿建設の会長らが法人税法違反で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)